

平成29年度 事業報告書

I はじめに

平成29年度、国では、地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」（平成29年5月26日成立）や「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日告示）などが出された。こうした動きは、今後、社会福祉の分野において、地域福祉の理念が中心となることを明らかにしたものといえる。

こうした中、本会の活動指針である第4次熊本県社協総合計画「県社協ビジョン2015～2019」の5年間の中間年であったことから、計画前半の中間評価を行った。その結果、これまでの2年間の事業活動は概ね順調と評価されたが、成果が不十分な事業もあったため、新たに追加した事業や数値目標を上方修正した項目とともに、平成30年度から平成31年度の2年間で、すべての目標達成を目指して取り組むこととした。

また、熊本地震から2年目を迎えたが、平成28年10月に県から受託した「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」を中心に、18か所の市町村地域支え合いセンターに支援を行い、被災者の方々に寄り添いながら生活再建を支えた。

さらに、平成28年熊本地震の際に本会が取り組んだ様々な活動を検証し、今後の活動に生かすことを目的として「平成28年熊本地震における支援活動報告書」を作成するとともに、「熊本県災害ボランティアセンターマニュアル」を改訂し、大規模災害時の対応強化を図った。

また、制度創設3年目を迎えた生活困窮者自立相談支援事業については、多様なニーズが顕在化している中、相談支援の主体となる市町村社協への支援を行うとともに、県社会福祉法人経営者協議会と本会で進める「生計困難者レスキュー事業」や生活福祉資金貸付事業などとの横断的連携を図りながら取り組んだ。

II 主要項目

1 第四次熊本県社協総合計画「県社協ビジョン2015～2019」の中間評価を実施するとともに、平成28年熊本地震における本会の取組みを検証するための支援活動報告書を作成した。

平成29年度は、第四次熊本県社協総合計画「県社協ビジョン2015～2019」の中間年度であったことから、計画全体の中間評価を実施し、「中間評価報告書」を取りまとめた。これまでの2年間の事業活動は概ね順調と判断されたが、成果が不十分な事業もあったため、新たに追加した事業や数値目標を上方修正した項目とともに、残り期間の2年間で、すべての目標達成を目指して取り組むこととした。

また、平成28年熊本地震の際に本会が行った取組みについて検証し、今後の災害時の支援活動のあり方等について「平成28年熊本地震における支援活動報告書」を取りまとめ、見直し後の県社協ビジョンや平成30年度の事業計画に反映させるとともに、関係機関・団体等へ配布した。

2 生活支援相談員等の人材育成や専門職・アドバイザーの派遣等により、平成28年熊本地震の被災者支援の取組みを強化するとともに、生活困窮者自立相談支援事業の実施及び生活支援コーディネーターの養成等を通じて、地域住民の困りごとや生活課題の解決に取り組む市町村社協を支援した。

熊本地震から2年目を迎え、生活の再建に向けた被災者ひとり一人のニーズに応じた支援の強化が求められるなかで、県内18市町村が設置する「地域支え合いセンター」における被災者支援の取組みをさらに推進するため、被災者が抱える課題ごとの対応方法を学ぶ研修会を計6回開催するなど、生活支援相談員のスキルアップを図った。また、相談員の連絡会議やケース検討会も計7回開催し、被災者支援に有効な情報の共有と共通する課題の検討を行った。

さらに、県支援事務所に総合相談窓口を設置し、6,487件に及ぶ各センター等からの相談に応じるとともに、センター運営上の課題や被災者支援に関する個別の課題への対応について助言等を行うため、弁護士、社会福祉士等の専門職や先災県の社協職員等を計17回派遣した。

一方、生活困窮者自立支援法の施行から3年目を迎えた自立相談支援事業については、各町村社協における相談支援体制を一層強化するため、家計相談支援事業や就労準備支援事業等の任意事業の推進とともに、関係機関・団体との連携を推進し、ひきこもり支援、こころのケア対策、熊本地震における生活再建支援、刑事司法施設出所者への支援等を行う専門機関や団体との合同研修会の開催等により、各分野との広域的なネットワークを構築した。

さらに、熊本地震被災者からの相談に専従で対応する相談支援員を6町村に各1人配置し、就労や経済的な問題等に地域支え合いセンターと協働して対応した。平成29年度中に新規相談を573件受け付け、182件の支援計画を作成した。

また、平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業への完全移行に向けて、

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）養成研修の実施やブロックごとの連絡会議開催などを通じて、地域の支え合い体制づくりを推進するとともに、県内社協地域福祉活動研究会議や地域福祉コーディネーター養成講座において、地域共生社会の実現に向けた、住民や社会福祉施設との協働による地域福祉事業の推進についての検討を行った。

3 今後の大規模災害発生時に対応できるよう、県災害ボランティアセンターマニュアルを改訂するなど、県災害ボランティアセンターの運営体制の強化を図った。また、市町村ボランティアセンター、市町村ボランティア連絡協議会との協働により、介護予防ボランティアの養成を支援するなどボランティアによる地域の支え合い体制づくりを推進した。

平成28年熊本地震における県災害ボランティアセンターの運営を検証し、「熊本県災害ボランティアセンターマニュアル」を改訂するとともに、今後の大規模災害発生時に備えて、平時から「くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）」との連携を図るなど県災害ボランティアセンターの運営体制や機能の強化を図った。

また、市町村社協や市町村地域包括支援センターが実施している生活支援・介護予防ボランティア（サポーター）養成事業等について、本会職員による講義や助成金による支援などを行った。さらに、「第10回火の国ボランティアフェスティバル天草」の開催を支援するなど市町村ボランティア連絡協議会との協働をとおして、ボランティアによる地域の支え合い体制づくりを推進した。

4 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の一層の充実と成年後見制度の利用促進を図るとともに、市町村社協による法人後見の取り組みを積極的に支援した。

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下し、日常生活に支障や不安がある方が、どの地域に住んでいても住み慣れた地域で自立した暮らしが可能となるように本事業のサービスの充実と地域差の均質化を推進した。

また、研修会や会議を3回開催し、市町村社協の事業担当職員や生活支援員のスキルアップに取り組むとともに、平成29年度中に17社協28か所の個別訪問を実施し、各市町村社協の事業実施状況の把握と適正な運営への支援を行った。

さらに、本事業の利用促進を図るため、リーフレットの配布とともに、ホームページの活用や各種研修会での事業説明を積極的に実施し、関係団体等をはじめ県民へ本事業を広く周知したことなどにより、本事業の利用件数が前年度の実績670件から725件へと増加した。

また、判断能力が著しく低下したために、本事業の利用では日常生活に支障が生じる方については、成年後見制度への円滑な移行が重要であることから、行政や関係機関・団体との連携を強化するとともに、各種研修会の開催や成年後見センター体制整備事業（助成事業）により、成年後見制度の利用促進や市町村社協による法人後見の取り組みを積極的に支援した。その結果、地域福祉権利擁護事業から成年後

見制度へ移行した件数が前年度実績 166 件から 188 件へ、法人後見に取り組む市町村社協数と受任件数が前年度実績 10 社協 174 件から 11 社協 194 件と増加した。

5 生活福祉資金貸付事業等各種貸付事業に併せて相談・支援に努め、対象世帯の社会的自立を支援した。

「生活福祉資金貸付事業」では、本会及び市町村社協に相談員を配置し、資金の効果的な貸し付けと併せて当該世帯の状況に応じた情報を提供するなどの相談・支援に努めるとともに、民生委員児童委員をはじめ、福祉事務所や生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関などの関係機関と連携して申込・借受世帯の経済的自立を支援した。

特に、熊本地震の被災者に対しては、平成 28 年 6 月から実施している福祉費（住宅補修費・災害援護費）の特例貸付を継続して実施し、平成 29 年度も 5 件で合計 1,640 万円を貸し付けるなど、被災世帯の生活再建を支援した。

また、市町村社協や民生委員児童委員からの情報収集や償還指導における面接等により、長期滞納者の実態把握に努め、債務者の生活状況に応じて法的措置や償還免除を行うなど、適切な債権管理に努めた。

なお、熊本地震の際に貸し付けた緊急小口資金特例貸付については、償還が始まったため、電話等による債務者の状況把握と併せて無理のない償還を促すことで、長期滞納への予防に取り組んだ。

平成 28 年度から実施している「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」については、福祉事務所や児童養護施設等の関係機関と連携のうえ制度の周知に努めるとともに、資金の貸付けにより、対象世帯（者）の安定した生活基盤の構築と社会的自立を支援した。

6 社会福祉振興基金の助成対象を拡大し、民間福祉団体、ボランティア連絡協議会、市町村社協等の福祉活動支援を行うとともに、福田令寿人材育成基金により専門資格の取得を支援し、福祉人材の育成に取り組んだ。

社会福祉振興基金事業については、小規模団体活動支援事業において、生活困窮等により十分な食事がとれない子どもに食事や居場所を提供する子ども食堂等の事業や、高齢者・専門家等が集い、認知症予防や情報交換等の場を提供する認知症カフェ等の事業を平成 29 年度から新たに助成対象とするなど民間福祉団体等の活動を支援し、活力ある地域福祉活動の推進に取り組んだ。

また、福田令寿人材育成基金については、「社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業」により、福祉の職場で働きながら資格取得を目指す 7 人の方に各 10 万円を助成し、社会福祉従事者の人材育成を行った。

7 県社会福祉法人経営者協議会が実施する生計困難者レスキュー事業への支援と、会計、労務等の専門的な視点による社会福祉法人の経営支援を図っ

た。

県社会福祉法人経営者協議会と本会が協働し、生計困難者に対する食料品や日用品等の現物給付、滞納しているライフラインの支払代行などを行う「生計困難者レスキュー事業」については、本会に担当職員を配置して実施法人・施設からの相談や問合せに応じるとともに、市町村社協の事業や生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業との連携・調整を行った。

これらの取組みやコミュニティソーシャルワーカー初任者研修会等の実施により、対前年比で、現物給付や支払代行等は17件増の131件で、その額は約94万円増の337万円となり、支援の充実が図られた。

また、レスキュー基金への拠出法人は21法人増の105法人に、コミュニティソーシャルワーカーを配置して支援を実施する法人は9法人増の51法人となった。

経営相談事業においては、公認会計士による社会福祉充実残額の算定など社会福祉法人制度改革に呼応した研修会や、社会保険労務士による労働関連法の改正に伴う有期労働契約者の無期転換・同一労働同一賃金に関する研修会など、時宜を得たテーマや社会福祉法人経営者のニーズに即した研修会や相談会を実施した。

8 未経験者や中高年者などの福祉人材への参入と定着支援に取り組むとともに、福祉従事者のスキルアップのための研修を実施するなど、質の向上を図った。

未経験者や中高年者など幅広い層に福祉の仕事への参入を促すため、新規事業として「福祉の仕事入門セミナー・職場見学会」を10回開催し、新たな求職希望者を確保した。また、「離職介護福祉士等届出制度」の開始に伴い、制度の周知とシステムの円滑な運用を図るとともに、「離職者・求職者セミナー」を新たに3回開催し、早期の復職を支援した。

さらに、熊本県やハローワーク等の関係機関・団体と連携して、合同面接会や個別相談を実施するなど就労支援に努め、計105人を福祉人材として確保するとともに、福祉職員の離職防止と定着支援のための事業所セミナーを開催し、働きやすい職場環境の整備を促進した。

中学生向けの出前講座は18校で開催し、高校生、大学生及び専門学校の学生を対象とした地域座談会については12地域で取り組むなど、将来の福祉の担い手として期待される若者の参入促進と福祉職のイメージアップなどの環境整備を図った。

社会福祉従事者に対しては、高いスキルを身につけ、専門職として働き続けることができるように体系的な研修を実施した。特に、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」については、これまでの初任者、中堅職員、チームリーダー（指導的職員）に、平成29年度から新たに管理職員を加えて、全階層を対象として実施し、受講者が自らのキャリアデザインを描くことができる研修体系の構築に取り組んだ。また、30回に及ぶ社会福祉従事者研修は、合計1,598人の参加を得て実施した。昨年度、震災の影響で低下した参加定員に対する充足率は、89%から今

年度97%まで回復を見せた。

さらに、「介護支援専門員実務研修」については、実務研修受講試験の受験資格の変更に伴い受験者が昨年より1.2倍に増加するとともに、合格者も1.8倍となったが、計画どおり実施し、介護サービスの充実を目的とした事業の推進に努めた。

また、「介護福祉士修学資金等貸付制度」は143人(46,861千円)、「保育士修学資金貸付等制度」は142人(127,314千円)が利用するなど、介護福祉士・社会福祉士や保育士を目指す学生をはじめ、介護や保育の現場に再就職をする方々への経済的支援を行い、将来の福祉人材の確保に取り組んだ。

9 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために、運営適正化委員会の活動を充実・強化するとともに、福祉サービスに関する苦情等を適切に解決するために事業所等における苦情解決体制整備の推進を図った。

福祉サービス利用援助事業の透明性や公正性を担保し、適正な運営を確保するため、定期的に委員会を開催し、事業の実施主体（熊本県社協並びに熊本市社協）から実施状況の報告（困難案件や契約件数等の報告）を受け、事業全般を監視するとともに、3か所の市町村社協への現地調査を実施し、2社協について助言を行った。

また、本委員会事務局へ日常的に寄せられた苦情（69件）や相談（14件）の内容について報告を受けるとともに、苦情を適切に解決するため、申出人に対する助言や福祉サービス提供事業所等への事情調査等を行った。併せて、事業所段階における苦情解決の体制整備促進と相談機能強化を目的として、研修会を2回開催するとともに、事業所12か所を巡回訪問した。さらに福祉サービスを提供する県内の事業所に対して「苦情解決に関する状況調査」を実施し、その集計結果を事例集と併せて取りまとめ、報告書として作成した。